

第10章 公害防止等生活環境の保全に関する条例の運用

1 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例

市条例は、環境基本条例の政策理念である市民が安全で健康かつ快適な環境を享受する権利の実現のうち、市民の健康を保護し、安全な生活環境を確保する分野を担うための施策実施条例で、地域の環境管理に一義的に責任をもつものとし、平成12年12月20日から施行している。

2 条例運用の状況（平成20年度実績）

(1) 許可状況等

ア 指定事業所数、設置許可数等

大気汚染物質、粉じん、悪臭、排水、騒音又は振動を発生させることにより、公害を生じさせるおそれのある事業所で、条例で定める指定事業所総数は、2,983事業所（20年度末）となっている。設置許可件数は、25事業所、廃止届出数は36事業所である（参考資料7 表1）。

イ 事業開始

指定事業所の許可を受けた者が事業を開始する時に届出する事業開始届出数は、19事業所である（参考資料7 表2）。

ウ 変更許可数等

指定事業所が指定作業の追加等の変更を行う場合、あらかじめ許可を受けなければならない変更許可数は、77事業所である。また、変更届出等として、変更事前届出（32事業所）、変更事後届出（118事業所）となっている（参考資料7 表3）。

エ 環境配慮書関係

一定数以上の従業員数や一定規模以上の建物の床面積・焼却能力の指定施設を有し、環境への配慮が必要と認められる指定事業所に対し、具体的な配慮事項を掲げ、それに対応して環境負荷を低減するための「環境配慮書」を提出した事業所は、55事業所である（参考資料7 表4）。

オ 環境行動事業所関係

国際環境規格ISO14001の認定取得等により事業所の環境管理・監査の体制を確立し、それを実施し、かつ、その取組を自ら公表している事業所を、条例では申請に基づき環境行動事業所として認定し、指定事業所の手続を一部免除している。環境行動事業所として、23事業所を認定している（参考資料7 表5、参考資料8）。

カ 事故時応急措置等完了報告書

大気の汚染及び悪臭、公共用水域又は地下水の水質汚濁により公害が生じ、又はそのおそれが生じたときを想定し、事故の通報、応急の措置、措置命令等の規定に基づく事故時応急措置等完了報告の件数は、0件である（参考資料7 表6）。

キ 大型小売店における夜間小売業関係

法律で規定している大規模小売店舗（1,000平方メートルを超える）に該当していない一の建物内において、条例では、店舗面積が500平方メートルを超える店舗（大型小売店）を届出対象としている。夜間小売業を営もうとする大型小売店における夜間小売業届出件数は、0件である（参考資料7 表8）。

ク 開発行為等に関する工事調書

一定要件の開発行為等の工事を行う事業者に対して、遵守すべき事項を定めるとともに、工事公害の防止に関する書面の作成、提出を求める開発行為等に関する工事調書は、96件である（参考資料7 表9）。

ケ 環境負荷低減行動計画書関係

一定規模以上の指定事業所については、事業者がその事業内容や事業所の形態等に応じて、環境負荷の低減に努めるとともに、組織体制の整備を定めた環境負荷低減行動計画書を自ら作成することとしている。環境負荷低減行動計画書届出事業所は、14事業所である（参考資料7表10）。

コ 土壌関係

土壌及び地下水汚染の防止は、市が地下水の汚染を認めた場合、その原因調査を行うことを前提として、関係者の協力、事業者自らが敷地内の地下水の汚染の状況を把握、土地改変時の機会にあわせた資料等調査及び土壌調査等の実施、汚染土壌等の処理対策等の実施等に係る義務を課している。土壌に係る資料等調査結果報告は、33件である（参考資料7 表11）。

サ 地下水関係

地下水を揚水する者全般に対し、地下水の揚水による地下水及び地盤環境への影響を防止するため、適正な揚水に努めることについて、努力義務を課している。また、動力を用いて地下水を揚水しようとする事業者について一定規模以上の揚水施設、又は一定以上の地下水の量を揚水しようとする場合あらかじめ許可を受けなければならないことを規定している。地下水揚水許可数は、28件である（参考資料7 表12）。

シ 特定化学物質関係

化学物質を製造し、使用し、保管し、又は処理する事業所のうち、常時使用する従業員数が20人を超える事業所を対象に、化学物質の排出・移動量等について報告を求めている。特定化学物質の排出量及び移動量に係る報告は、208件である（参考資料7 表13）。

ス 建築物に係る環境への負荷の低減関係

サステナブル建築物を普及促進するため、建築物の建築に際し、建築主に対して環境配慮の取組内容の届出を行なうことを規定している。特定・特定外建築物環境計画届出数は、40件である。（参考資料7 表14）

(2) 改善指示、立入検査等**ア 改善等指示**

改善等指示の総数は、279件である（参考資料7 表15）。

件数の内訳をみると、騒音・振動関係142件（50.9%）、悪臭関係36件（12.9%）、屋外燃焼関係34件（12.2%）、水質関係24件（8.6%）、飲食店営業騒音関係17件（6.1%）、粉じん規制関係13件（4.7%）、大気汚染物質規制関係12件（4.3%）等となっている。

イ 励告・措置命令

今期の勧告、措置命令は、0件である（参考資料7 表15）。

ウ 報告徵収

報告徵収の総数は、1,146件である（参考資料7 表15）。

件数の内訳をみると、水質関係862件（75.2%）、化学物質関係227件（19.8%）、土壤・地下水関係57件（5.0%）等となっている。

エ 立入検査

立入検査の総数は、1,250件である（参考資料7 表15）。

件数の内訳をみると、水質関係482件（38.6%）、騒音・振動関係166件（13.3%）、悪臭関係165件（13.2%）、土壤・地下水関係110件（8.8%）、屋外燃焼関係99件（7.9%）、大気汚染物質規制関係80件（6.4%）、自動車関係64件（5.1%）、粉じん規制関係34件（2.7%）等となっている。

3 条例及び条例施行規則の改正状況

(1) 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(平成20年6月6日川崎市規則第79号)

ア 改正の背景

市条例施行規則では、排水の規制基準（別表第11排水指定物質）、地下水の浄化基準（別表第16地下水の浄化基準）を規定している。これら基準の測定方法については、日本工業規格（JIS）K0102（工場排水試験）の改正を受け、国が公定分析法に適用するため、告示の改正を行う。今回、国は、ふつ素、ほう素、砒素、セレンの測定方法に関して告示の改正（測定方法の追加）を行った。

イ 改正理由

国が告示で定めた測定方法を市条例施行規則に引用していることから、国の今回の改正に合わせて測定方法を改正するものである。

ウ 改正の主な内容

①別表第11（第42条、第48条関係）排水の規制基準（排水指定物質） 備考7

→測定方法の改正

- ・ほう素及びその化合物
- ・ふつ素及びその化合物

②別表第12（第42条、第44条、第48条関係）排水の規制基準（水の汚染状態を示す項目）

浮遊物質量

→引用条項ずれ

- ・第1項第1号備考第4項第3号
- ・第1項第2号備考第3項第3号
- ・第1項第3号備考第2項第3号
- ・第1項第4号備考第3項第3号

③別表第16（第74条関係）地下水の浄化基準 備考3

→測定方法の改正

- ・砒素及びその化合物
- ・セレン及びその化合物
- ・ほう素及びその化合物
- ・ふつ素及びその化合物

エ 施行期日

公布の日

(2) 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(平成20年11月28日川崎市規則第114号)

ア 改正の理由

民法の公益法人制度が廃止され、平成20年12月1日より新たな法人制度が施行されることに伴い、所要の改正を行うものである。

イ 改正内容

市条例施行規則第29条（環境行動事業所の認定の基準）第1号中

「財団法人日本適合性認定協会」の次に「(平成5年11月1日に財団法人日本適合性認定協会という名称で設立された法人をいう。)」を加える。

ウ 施行期日

平成20年12月1日

(3) 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(平成21年3月31日川崎市規則第31号)

ア 改正理由

統計法施行令附則に規定されていた政令が廃止されたことに伴い、所要の整備を行うものである。

イ 改正内容

①市条例施行規則第9条第2号中

(改正前)

統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令（昭和26年政令第127号）第2条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件（平成19年総務省告示第618号。以下「日本標準産業分類表」という。）に定める分類のうち、～

↓

(改正後)

統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）のうち、～

②市条例施行規則第14条第1項、第47条第1項、第53条第3項第2号、第67条第1項第1号、

第75条の3第2項、別表第1の56の項並びに別表第12第1項第1号及び第2号中

「日本標準産業分類表」を「日本標準産業分類」に改める。

ウ 施行期日

平成21年4月1日

第11章 公害苦情の処理及び法令等に基づく改善指導

第1節 公害苦情の概況

公害に関する苦情は、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等、その種類は多岐にわたっており、公害問題が産業型から生活型公害へとその比率を移しつつある中で、日常生活において発生する苦情が多くなっている。こうした中で平成20年度の苦情発生件数は272件で、前年度より41件増加していた。苦情種類別にみると、前年度に引き続き騒音が82件と最も多く、次いで悪臭の80件、大気汚染の70件であった。

また、区別では、高津区と麻生区の50件が最も多く、最も少いのは中原区の21件であった。

苦情の発生種類別の年度別推移

種類 年度	大気汚染			水質 汚濁	土壤 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	その他	合計
	ばい煙	粉じん	ガス								
平成16	55	18	2	8	0	204	61	0	68	0	416
平成17	42	8	0	7	0	171	52	8	43	1	332
平成18	21	5	1	2	0	150	48	6	17	6	256
平成19	33	19	1	6	0	112	25	5	29	1	231
平成20	47	23	0	8	0	82	24	5	80	3	272

1 公害苦情の発生状況

(1) 種類別の苦情件数

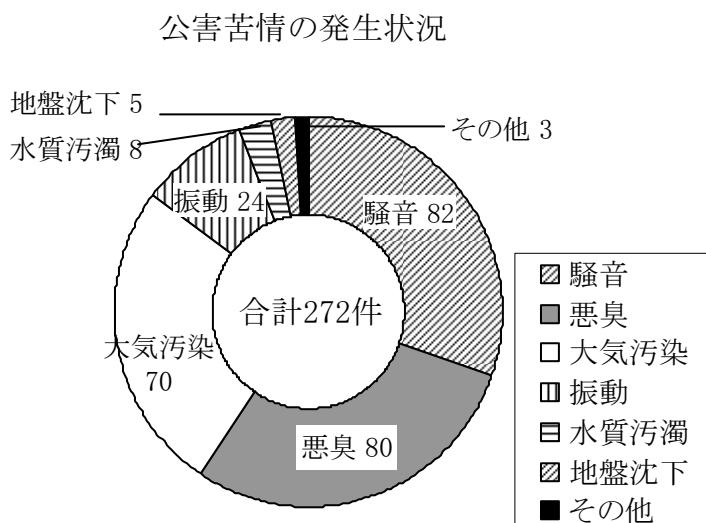
苦情件数を種類別にみると、騒音が82件(全体の30%)と最も多く、次いで悪臭の80件(29%)、大気汚染の70件(26%)、振動の24件(9%)の順であった。

(2) 区別の苦情件数

苦情件数を区別にみると、高津区と麻生区の50件(全体の18.4%)が最も多く、次いで宮前区の48件(17.6%)であった。

(3) 発生源別の苦情件数

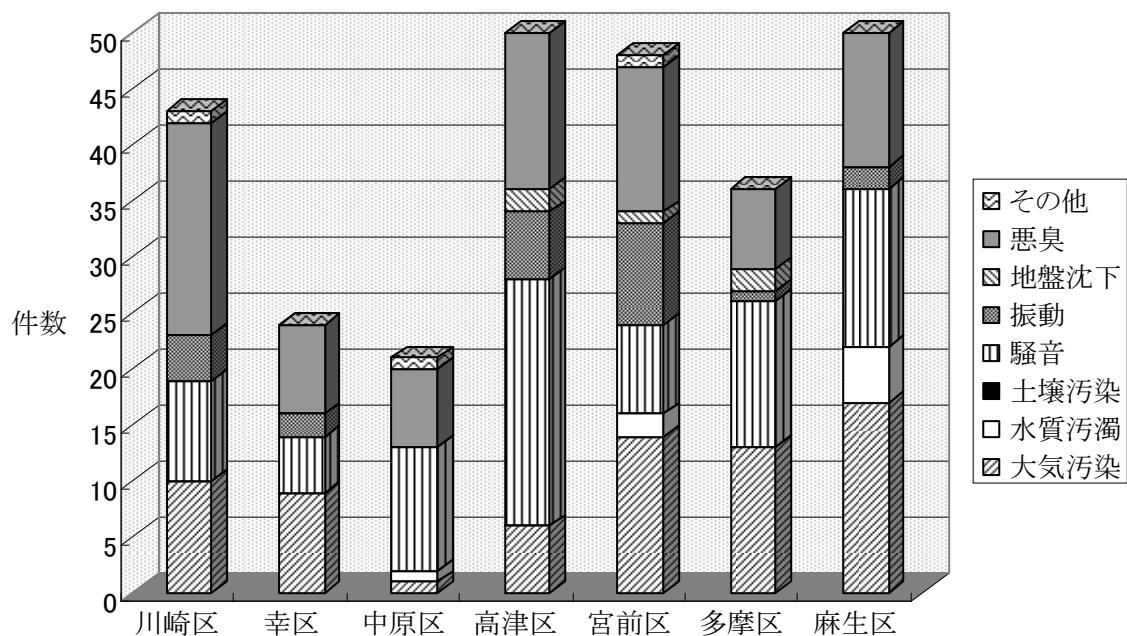
苦情件数を発生源別にみると、建設業が71件(全体の26%)であった。振動24件のうち11件(振動苦情の46%)は、発生源が建設業であった。



平成20年度地区別苦情発生件数

地区	種類	大気汚染			水質汚濁	土壤汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計
		ばい煙	粉じん	ガス								
川崎区	大師	1	3	0	0	0	4	2	0	10	0	20
	田島	0	4	0	0	0	1	0	0	2	1	8
	川崎	1	1	0	0	0	4	2	0	7	0	15
	小計	2	8	0	0	0	9	4	0	19	1	43
幸区		3	6	0	0	0	5	2	0	8	0	24
中原区		1	0	0	1	0	11	0	0	7	1	21
高津区		6	0	0	0	0	22	6	2	14	0	50
宮前区		9	5	0	2	0	8	9	1	13	1	48
多摩区		12	1	0	0	0	13	1	2	7	0	36
麻生区		14	3	0	5	0	14	2	0	12	0	50
合計		47	23	0	8	0	82	24	5	80	3	272

平成20年度地区別苦情発生件数



平成20年度発生源別苦情発生件数

発生源	種類	大気汚染			水質汚濁	土壤汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計
		ばい煙	粉じん	ガス								
耕種農業		1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3
総合工事業		2	10	0	0	0	12	9	1	15	0	49
その他の工事業		4	2	0	0	0	11	2	0	3	0	22
食料品、飲料等製造業		0	0	0	1	0	3	0	0	2	0	6
繊維工業		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
出版・印刷・同関連産業		0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
石油製品・石炭製品製造業		0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
窯業・土石製品製造業		0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
鉄鋼業・非鉄金属・金属製品		0	2	0	0	0	2	1	0	1	0	6
機械器具製造業		0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	4
その他の製造業		0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
鉄道業		0	0	0	0	0	2	2	1	0	0	5
道路貨物運送業		0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
卸売・小売業		1	3	0	0	0	7	1	0	2	0	14
飲食店		2	0	0	0	0	5	0	0	12	0	19
飲食店のカラオケ		0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3
洗濯・理容・浴場業		2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	4
生活関連サービス業		0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2
娯楽業		0	0	0	2	0	2	0	0	1	0	5
娯楽業のカラオケ		0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
自動車整備業		0	0	0	1	0	2	0	0	2	0	5
専門サービス業		1	0	0	0	0	3	0	0	0	0	4
廃棄物処理業		0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2
医療業、保険衛生		1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2
社会保険、社会福祉		0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	4
教育、学術研究機関		0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
その他のサービス業		0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
公務		0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	3
神社、寺院等		1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2
その他		0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
個人・不明・その他		32	4	0	2	0	13	9	3	30	3	96
合計		47	23	0	8	0	82	24	5	80	3	272

(4) 用途地域及び月別苦情件数

用途地域別にみた苦情件数は、住居系地域が185件（全体の68%）と最も多い、次いで近隣商業地域の25件（全体の9%）であった。

月別苦情件数では7月の42件（各月全体の15%）が最多く、次いで8月が30件を超えていた。

平成20年度用途地域別苦情発生件数

地域	種類	大気汚染			水質汚濁	土壤汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計
		ばい煙	粉じん	ガス								
市街化区域	住居系地域	41	10	0	3	0	52	19	5	52	3	185
	近隣商業地域	0	3	0	0	0	11	3	0	8	0	25
	商業地域	0	2	0	0	0	9	2	0	5	0	18
	準工業地域	2	4	0	0	0	5	0	0	5	0	16
	工業地域	0	1	0	0	0	2	0	0	2	0	5
	工業専用地域	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	4
市街化調整区域他		4	1	0	5	0	3	0	0	6	0	19
合計		47	23	0	8	0	82	24	5	80	3	272

平成20年度月別苦情発生件数

年度	種類	大気汚染			水質汚濁	土壤汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計
		ばい煙	粉じん	ガス								
4月	1	0	0	2	0	10	3	1	5	1	23	
5月	2	3	0	1	0	10	3	0	8	0	27	
6月	3	1	0	0	0	6	4	0	9	0	23	
7月	7	4	0	2	0	12	1	0	14	2	42	
8月	4	5	0	2	0	12	4	1	5	0	33	
9月	6	2	0	0	0	5	2	1	10	0	26	
10月	2	0	0	0	0	7	2	0	8	0	19	
11月	4	1	0	0	0	6	2	1	8	0	22	
12月	5	2	0	0	0	6	2	0	6	0	21	
1月	7	2	0	0	0	2	0	0	3	0	14	
2月	3	2	0	0	0	5	1	1	2	0	14	
3月	3	1	0	1	0	1	0	0	2	0	8	
合計	47	23	0	8	0	82	24	5	80	3	272	

2 公害苦情処理の状況

平成20年度内に解決した苦情は、前年度までの未解決分を含めて368件あり、種類別にみると大気汚染の124件（全体の34%）、次いで騒音の97件（全体の26%）であった。

解決方法別にみると、操業・行為の中止が101件（全体の27%）で、作業方法・使用方法の改善が77件（全体の21%）であった。

処理件数は4月が53件（全体の14%）で一番多かった。

平成20年度地区別苦情処理件数

種類 地区	大気汚染			水質 汚濁	土壤 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	その他	合計	
	ばい煙	粉じん	ガス									
川崎区	大師	3	7	1	1	0	4	1	0	11	0	28
	田島	11	8	0	0	0	1	0	0	13	1	34
	川崎	2	2	1	0	0	4	1	0	4	0	14
	小計	16	17	2	1	0	9	2	0	28	1	76
幸区		7	4	1	1	0	7	3	0	4	0	27
中原区		10	1	0	1	0	7	8	0	15	1	43
高津区		17	5	0	1	0	26	12	1	19	0	81
宮前区		1	3	0	0	0	15	9	1	3	1	33
多摩区		15	0	0	0	0	14	4	1	10	0	44
麻生区		24	1	0	1	0	19	3	0	16	0	64
合計		90	31	3	5	0	97	41	3	95	3	368

平成20年度解決方法別苦情処理件数

種類 発生源	大気汚染			水質 汚濁	土壤 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	その他	合計
	ばい煙	粉じん	ガス								
事業所の移転	3	4	0	0	0	1	0	0	5	0	13
機械、施設の改善	3	2	1	3	0	8	1	0	8	0	26
故障の修理・復旧	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4
作業方法・使用方法の改善	14	10	0	1	0	26	4	0	22	0	77
営業・操業時間の改善	0	0	0	0	0	4	1	0	0	0	5
操業・行為の中止	62	3	0	0	0	7	2	0	27	0	101
当事者間の話し合い	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	3
申立人説得	1	1	1	0	0	7	23	2	3	2	40
原因物質の撤去・回収	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	3
発生源不明（一過性現象）	0	2	0	0	0	9	0	0	11	1	23
操業・行為の終了	4	7	0	0	0	11	9	0	12	0	43
その他	3	1	1	1	0	16	0	1	7	0	30
合計	90	31	3	5	0	97	41	3	95	3	368

平成20年度月別苦情処理件数

種類 年度	大気汚染			水質 汚濁	土壤 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	その他	合計
	ばい煙	粉じん	ガス								
4月	5	2	2	0	0	14	23	1	5	1	53
5月	20	7	1	0	0	4	1	0	19	0	52
6月	18	4	0	0	0	5	5	0	12	0	44
7月	5	4	0	1	0	7	3	0	7	0	27
8月	18	7	0	0	0	2	0	1	14	0	42
9月	1	0	0	0	0	19	1	0	3	0	24
10月	3	0	0	1	0	4	1	0	6	0	15
11月	1	2	0	0	0	3	0	0	6	1	13
12月	4	0	0	0	0	6	2	1	2	1	16
1月	4	3	0	0	0	20	3	0	7	0	37
2月	4	0	0	0	0	4	2	0	7	0	17
3月	7	2	0	3	0	9	0	0	7	0	28
合計	90	31	3	5	0	97	41	3	95	3	368

第2節 法令等に基づく改善指導の状況

(1) 文書又は口頭による改善指導

平成20年度は、文書又は口頭による改善指導については367件となっている。これを現象別に見ると大気汚染の73件、水質汚濁の24件、騒音振動の234件、悪臭の36件となっている。

地区 項目	川崎区			幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
	大師	田島	川崎							
大気汚染	2	1	9	7	9	8	18	14	5	73
水質汚濁	13	4	0	0	2	5	0	0	0	24
騒音振動	18	44	8	18	45	39	19	14	29	234
悪臭	1	0	0	6	5	8	7	7	2	36
合計	34	49	17	31	61	60	44	35	36	367

(2) 法令等に基づく改善命令、停止命令等

平成20年度は、法令等に基づく改善命令、停止命令等の発令は0件であった。

第12章 公害防止資金の融資

第1節 融資制度

昭和43年1月に制定した「川崎市公害除去施設助成要綱」を、昭和47年に「川崎市公害防止資金融資要綱」と改め、中小企業者に対して、公害防止施設の設置や改善、工場移転及び低公害設備等の購入などに必要な資金の融資を斡旋し、融資に係る利子補給を行なっている。

公害防止資金融資制度

平成21年4月1日現在

根 拠	川崎市公害防止資金融資要綱	
対 象 者	○中小企業基本法第2条に規定する中小企業 ○中小企業等協同組合法第3条に規定する中小企業等協同組合	
資 格	市内に、施設の整備を必要とする工場等を引き続き1年以上有することなど	
融 資 の 対 象	①公害の発生を防止するために必要な設備の設置又は改善 ②公害の発生を防止するために必要な工場又は事業場の移転 ③低公害な生産設備、貨物自動車又はバスの購入 ④土壤汚染対策	
限 度 額	○会社及び個人 5千万円	○協同組合 1億円
利 率	上記①②④長期プライムレート+0.3%以内③長期プライムレート+0.1%以内	
融 資 期 間	○300万円以下の場合 3年以内	○300万円を超える場合 5年以内
	○600万円を超える場合 10年以内(ただし低公害設備等にあっては5年以内)	
担 保 等	原則として、法人は代表者を連帯保証人とし、個人事業主は不要である。また、担保は必要に応じて付ける。	
信 用 保 証	原則として、川崎市信用保証協会の信用保証を付する。	

公害防止資金利子補給制度

根 拠	川崎市公害防止資金利子補給要綱
対 象 者	川崎市公害防止資金融資要綱に基づき融資を受けた者(土壤汚染対策を除く。)
補 給 内 容	融資期間に支払った約定利子の全額(ただし低公害設備等については約定利子の2分の1相当額)を補助

融資の対象となる低公害設備等

機器の種類	対象機器の種類	[NOx排出濃度] (酸素濃度=0%換算)	
		気体燃料	液体燃料
ボイラー等の燃焼機器の更新	・家庭用ガス大型給湯器 ・小規模ボイラー ・小規模吸収冷温水機 ・小規模ガス機関	60 ppm以下 60 ppm以下 60 ppm以下 100 ppm以下	80 ppm以下 80 ppm以下 80 ppm以下
ドライクリーニング機の更新	形式: テトラクロロエチレンの排煙・排水処理装置が洗浄機本体に内蔵されたもの テトラクロロエチレン排出濃度: 排出ガス濃度 30ppm以下 排水濃度 0.1mg/L以下又は蒸発型		
低公害車の購入	八都県市指定低公害車の購入 (ただし、乗用車及び軽貨物車を除く事業用車に限る。)		

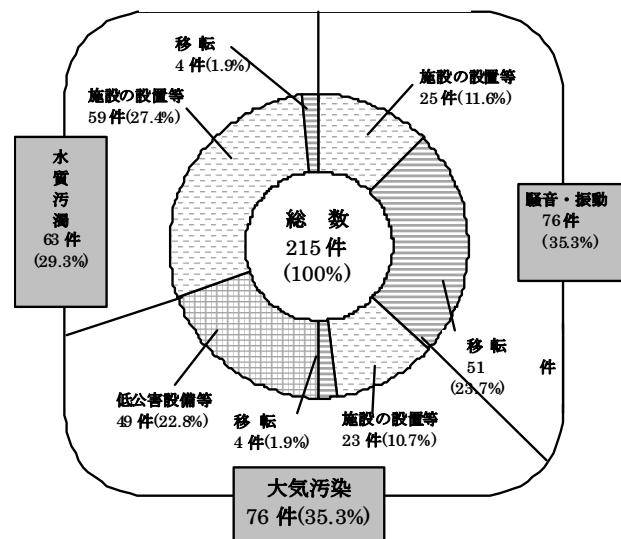
第2節 融資状況

昭和47年に制定した「川崎市公害防止資金融資要綱」以降の融資件数は、215件(24億3167万円)である。このうち公害防止施設の設置や改善が107件(10億5,308万円)、工場移転が59件(9億5,110万円)、低公害設備等の購入(低公害車の購入を含む。)が49件(4億2,749万円)となっている。

年度別の推移をみると、融資件数、融資額とも最も多いのは、昭和53年度の21件(1億9,740万円)であるが、これは鋳造関係の工場が工業団地へ集団移転したことによるものである。

次に、融資状況の累計を公害の現象別にみると、騒音・振動が76件(10億5,538万円)と最も多く、全体の35.3%(金額では43.4%)を占めている。特に移転が51件と多いのは、施設の設置や改善だけでは対策が十分とはいえないことを示している。大気汚染は76件(7億714万円)で全体の35.3%(金額では29.1%)を占めており、このうち23件が施設の設置改善、また49件が低公害設備等の購入となっている。水質汚濁は63件(6億6,915万円)で全体の29.3%(金額では27.5%)を占めており、このうち59件が施設の設置や改善となっている。

公害現象別融資状況(累計)



年度	対策	公害現象		小計	合計(件数)	単位:千円
		大気汚染	水質汚濁			
昭和47 ～63	施設の設置等	143,950 (20)	506,020 (51)	232,680 (25)	882,650 (96)	1,813,750 (154)
	移 転	66,500 (4)	61,900 (4)	802,700 (50)	931,100 (58)	
H元 ～ 5	施設の設置等	13,000 (1)	14,000 (2)	0 (0)	27,000 (3)	325,653 (37)
	移 転	0 (0)	0 (0)	20,000 (1)	20,000 (1)	
6 ～ 10	低公害設備等	278,653 (33)	0 (0)	0 (0)	278,653 (33)	101,090 (7)
	施設の設置等	50,000 (1)	8,150 (1)	0 (0)	58,150 (2)	
11 ～ 15	移 転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	57,075 (6)
	低公害設備等	42,940 (5)	0 (0)	0 (0)	42,940 (5)	
16 ～ 20	施設の設置等	6,195 (1)	44,080 (4)	0 (0)	50,275 (5)	134,100 (11)
	移 転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
小計	低公害設備等	6,800 (1)	0 (0)	0 (0)	6,800 (1)	
	施設の設置等	0 (0)	35,000 (1)	0 (0)	35,000 (1)	
	移 転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	低公害設備等	99,100 (10)	0 (0)	0 (0)	99,100 (10)	
	土壤汚染対策	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	施設の設置等	213,145 (23)	607,250 (59)	232,680 (25)	1,053,075 (107)	
	移 転	66,500 (4)	61,900 (4)	822,700 (51)	951,100 (59)	
	低公害設備等	427,493 (49)	0 (0)	0 (0)	427,493 (49)	
	土壤汚染対策	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	計	707,138 (76)	669,150 (63)	1,055,380 (76)	2,431,668 (215)	

注) () 内数字は、融資件数

注) 平成17年度から土壤汚染対策が加わった。

第13章 地球環境問題への対応

第1節 地球環境問題と川崎市の取組

1 地球環境問題とは

地球環境問題とは、被害や影響が一地域に止まらずに地球的規模まで広がり、その解決のためには国際的な取組が必要とされる問題で、地球温暖化、オゾン層の破壊、森林の減少・劣化、酸性雨、砂漠化などが代表的なものとして挙げられる。これらの問題は、それぞれが複雑に絡み合っているだけでなく、その被害や影響が将来の世代にまでつながる。地球環境問題は、人類の活動が飛躍的に拡大し、地球の持つ自浄作用を超えて、生態系のバランスを狂わせたことが原因となっている。

次々と顕在化するこれらの地球環境問題に対応するため、平成4年（1992年）にブラジルのリオデジャネイロで「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」が開催されたのを皮切りに、国際的な地球温暖化防止への取組が活発化してきた。特に平成9年（1997年）に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）においては、先進国全体で平成20年（2008年）から平成24年（2012年）までの期間において、平成2年（1990年）レベルより温室効果ガス排出量を5.2%削減するとの合意が得られ、日本は6%の排出量削減が義務づけられた。この京都議定書は平成17年2月に発効した。

また、平成19年11月には、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第4次報告がなされ、人為起源の温室効果ガスの増加が温暖化の原因とほぼ断定し、また、平成20年4月から、京都議定書の第1次約束期間に入っている。平成21年12月には、気候変動枠組み条約第15回締約国会議（COP15）の開催が予定されており、京都議定書の約束期間後の温室効果ガス削減の枠組みについて決定される予定となっている。

こうした状況の中、国においては地球温暖化防止に関する法律（以下「温対法」という。）の改正や省エネルギーの強化のための法改正等が行われているが、川崎市においても、地球環境問題に地域から対応するための様々な取組が実施してきた。

2 川崎市における地球環境問題への制度上の対応

(1) 川崎市環境基本計画

平成6年に策定した川崎市環境基本計画においては、望ましい環境像の一つとして「地球環境にやさしい持続可能な循環型のまち」を掲げ、地球環境への配慮に地域から取り組む循環型のまちを実現するため、地球温暖化対策、酸性雨対策、オゾン層の保護についての施策の方向性を明示した。特に温暖化物質の一つである二酸化炭素については、具体的指標を定め、排出抑制に努めることを規定した。

また、平成13年度に行った基本計画の改訂において、「地球温暖化防止対策の推進」を重点分野の一つとして掲げ、平成22年度（2010年度）における市内の二酸化炭素等の排出量を平成2年（1990年）レベルに比べ6%削減することを目標とし、重点的な取組を推進していくこととしている。

(2) 川崎市地球温暖化対策地域推進計画

平成10年に、川崎市における地球温暖化防止のための具体的な行動指針等を示した「川崎

市の地球温暖化防止への挑戦」が市民、事業者、学校、行政の協働により策定された。その後、平成16年3月に、川崎市環境基本計画の改訂や我が国の京都議定書の批准等、地環境問題を取り巻く状況の変化を踏まえた改訂を行い、「川崎市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、2010年における市域の温室効果ガス排出量を基準年（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素は1990年、HFC₈、PFC₈、SF₆は1995年）マイナス6%とすることを目標に設定した。

平成20年の温対法改正など、国内外の状況を踏まえながら、同計画の改定を進めていくこととしており、平成20年10月に環境審議会に諮問を行い、調査審議を進めている。

(3) 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例

平成12年に改正された「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」においては、地球環境保全に向けた規定が新たに設けられた。条例では、地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊を対象分野とし、地球温暖化については、市民又は事業者に対し、温暖化物質の排出抑制に関する努力義務を課したほか、一定規模以上の事業所に対する温暖化物質排出量の把握等の義務付け、温暖化物質の排出抑制に関する市の指針の策定等が規定された。また、オゾン層の保護については、事業者が行うオゾン層破壊物質の排出の防止に係る取組の支援のため、市はオゾン層破壊物質の適切な回収・処理等についての指針を定め、必要な指導及び助言を行うこと等が規定された。

(4) 「カーボン・チャレンジ川崎エコ戦略（CCかわさき）」の発表

平成20年2月5日、「環境」と「経済」の調和と好循環を推進し、持続可能な社会を地球規模で実現するため次の3つの柱を全市をあげて取り組むという今後の地球温暖化対策の基本的な考え方を発表しており、これに基づき地球温暖化対策を推進している。

I 川崎の特徴・強みを活かした環境対策の推進

II 環境技術による国際貢献の推進

III 多様な主体の協働によりCO₂削減の取組の推進

また、平成20年7月にその推進組織として川崎温暖化対策推進会議（CCかわさきエコ会議）が結成された。

(5) 「(仮称) 川崎市地球温暖化対策条例の検討

環境審議会の答申を踏まえ、地球温暖化対策のルールとして「(仮称) 川崎市地球温暖化対策条例」の制定を進めている。

第2節 川崎市における地球環境問題への具体的な取組

1 温室効果ガス排出量の把握

川崎市では、毎年市域から排出される温室効果ガス排出量の推計を行っており、最新の算定結果は、2006年及び2007年（速報値）で、2006年の市内の温室効果ガス総排出量は、2,488万トンCO₂、2007年（速報値）は2,627万トンCO₂で、川崎市地球温暖化対策地域推進計画の基準年の総排出量2,922万トンCO₂と比べ、2006年14.9%の減少、2007年10.1%の減少となっている。ガス別の比較では、メタン、一酸化二窒素、パーカーボン・フルオロカーボン類の排出量は、基準年と比べて増加し、二酸化炭素、ハイドロフルオロカーボン類、六フッ化硫黄については減少している。

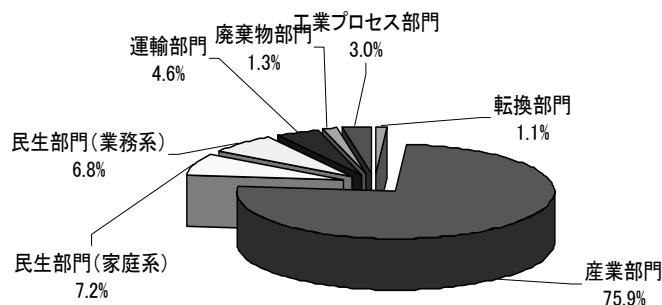
市内温室効果ガス排出量

	温室効果ガス排出量(万トン CO ₂)			基準年との比較(%)	
	基準年度	2006 年度	2007 年度	2006 年度	2007 年度
温室効果ガス総排出量	2,922	2,488	2,627	-14.9%	-10.1%
内訳	二酸化炭素	2,671	2,417	2,566	-9.5% -3.9%
	メタン	1.3	1.5	2.0	19.7% 52.8%
	一酸化二窒素	7.8	9.9	9.9	26.9% 26.8%
	HFC _s	25.5	12.9	8.0	-49.6% -68.9%
	PFC _s	16.7	41.4	37.0	148.4% 122.1%
	六ふつ化硫黄	200.4	5.7	4.4	-97.2% -97.8%

このうち、温室効果ガス排出量の大部分を占める二酸化炭素排出量は、2006 年が 2,417 トン CO₂、2007 年が 2,566 トン CO₂ となっており、基準年（1990 年）と比較した場合、2006 年で 9.5% の減少、2007 年で 3.9% の減少となっている。

部門別で見ると、排出割合では、産業部門が 8 割近くを占め、大きな排出源となっている。次に大きな排出割合となっているのは民生部門（家庭系）の 7.2% で、以下民生部門（業務系）、運輸部門が続いている。

市内の二酸化炭素排出量の部門別構成比(2007年度速報値ベース)



2 川崎市地球温暖化対策地域推進計画の推進

川崎市地球温暖化対策地域推進計画を推進するため、市民、事業者、学校、行政の各主体により、「かわさき地球温暖化対策推進協議会」を組織し、具体的な実践活動を行っている。この協議会は、「川崎市の地球温暖化防止への挑戦」の推進組織であった「川崎市地球環境保全行動計画推進会議」を改編したものであり、地球温暖化対策推進法に基づく「地球温暖化対策地域協議会」として登録している。

また、各部会の取組状況の発表や展示を内容とした「川崎発ストップ温暖化展」を開催し、計画の継続的な推進を図っている。平成 21 年 3 月には高津区役所と協力し、溝口駅前キラリデッキを主会場として開催し、省エネや環境配慮の取組を広く市民等にアピールした。



各部会の平成 20 年度における取組の概要は次のとおりである。

(1) 市民部会

ア 部会の構成

部会員数約76名（前年度からの継続メンバー及び公募による新メンバー）

イ 取組の概要

市民部会メンバーが中心となり、次の4つの実践活動グループがさまざまな取組を行っている。

(ア) グリーンコンシューマーグループ

環境に優しい消費者の育成を目指し、活動を行った。具体的には、エコショッピング・クッキング出前講座の実施や、グリーンコンシューマー普及会議を通じたホームページの充実、マイバック持参等をすすめたエコショッピングの促進を行った。

また、ブレーメン通り商店街の1店1エコ運動に協力し、地元の小学生が参加したエコ調査隊などを実施し、エコショッップ運動を推進した。

(イ) ソーラーチーム

太陽光エネルギーの普及啓発活動として、「太陽と遊ぼう」を県立東高根森林公園で実施し、太陽熱を利用したソーラークッカーや太陽光発電装置の展示・解説等の活動を行った。また、市民・事業者からの寄付とグリーン電力基金の助成金による「市民共同おひさま発電所」を川崎市国際交流センターに設置した。

(ウ) 省エネグループ

家庭での省エネを目指し、活動を行った。独自の省エネメニューである「家族みんなでCO₂削減にチャレンジ」の取組を推進するとともに、小学生を対象とした「エコライフチャレンジ」を作成し、市立小学校全校に配布した。

(エ) 交通環境グループ

「かわさきエコドライブ推進協議会」に参画し、「かわさきエコドライブ宣言」に積極的に協力した。また、エコドライブ講習会を開催し、マイカードライブへのエコドライブの周知を行った。

(2) 事業者部会

ア 部会の構成

部会員数20名（市内企業、業界団体等の代表）

イ 取組の概要

(ア) 地球温暖化防止に関する事業者アンケートの実施

省エネ法のエネルギー管理指定工場の事業所を中心に、地球温暖化防止に関するアンケートを実施した。

(イ) 川崎発ストップ温暖化展への参加

平成21年3月溝口駅前キラリデッキを主会場として開催された川崎発ストップ温暖化展に、事業者部会から5企業・団体が参加し、事業者の環境配慮の取組を発表・展示了。

(3) 学校部会

ア 部会の構成

部会員数 28 名（校長会、教頭会、PTA、教職員組合、教育委員会等の代表）

イ 取組の概要

(ア) 出前教室の実施

小学校総合教育の一環として、環境にやさしいライフスタイルや省エネについて学ぶ出前授業を、市民部会と協働して実施した。

(イ) 川崎発ストップ温暖化展への参加

平成 21 年 3 月溝口駅前キラリデッキを主会場として開催された川崎発ストップ温暖化展で、川崎子ども会議の児童が参加した。

(4) 行政部会

ア 部会の構成

部会員数 40 名（各局の担当課長等）

イ 取組の概要

(ア) エコオフィス計画の実施

2006 年 10 月にエコオフィス計画を改訂し、温室効果ガス排出量の削減目標をはじめ、市役所の事務事業における環境負荷低減のための取組を拡充した第 3 次エコオフィス計画を策定し、対象組織を全庁に拡大して取組を強化した。

(イ) グリーン購入の推進

これまでエコオフィス計画のなかで取り組まれていた市役所におけるグリーン購入の推進を強化するため、平成 14 年度に、環境物品等の調達の推進を図るための方針（調達方針）である「平成 14 年度川崎市グリーン購入推進方針」を策定したが、毎年度、対象分野、品目の見直しを行っている。平成 20 年度は「平成 20 年度川崎市グリーン購入推進方針」を策定し、引き続き環境負荷の小さい物品の購入に取り組んでいる。

(ウ) 自転車利用システム

近距離の用務での公用車利用を抑制するため、本庁舎に設置した自転車 15 台を活用している。

3 川崎市建築物環境配慮制度

(1) 川崎市建築物環境配慮制度創設の背景

近年、地球温暖化の防止や廃棄物の発生抑制、再利用・再生利用等への積極的な取組が社会的な課題となる中で、我が国のエネルギー消費量の約4分の1を占めている住宅・建築物を含む民生部門における取組は、地球温暖化等の環境問題への対応に重要な役割を担っている。

持続可能な社会を実現するためには、大量の資源、エネルギーを消費している建築分野において、建築物の環境性能を向上させ、持続可能性のあるものに誘導していく必要がある。

建築物の環境性能を総合的かつ客観的に評価することは、種々の環境施策を講ずる上で基礎となり、さらに、その結果の公表は、建築物の質の向上による居住性の向上や、環境負荷の低減効果等に関する情報を市民に提供し、環境性能に優れた建築物の普及に向けたインセンティブを与えることになり、環境に配慮した建築物が評価される市場の形成が期待され、地球温暖化防止対策等に貢献するものと考えられる。

このようなことから、サステナブル（持続可能な）建築物の普及を目指して、建築物の環境性能の評価と公表を社会に定着させるため、建築物の環境性能評価に関する川崎市建築物環境配慮制度を創設したものである。

(2) 川崎市建築物環境配慮制度の目的

建築物環境配慮制度は、川崎市の基本構想に掲げる「環境に配慮し循環型のしくみをつくる」という政策の基本方向に沿って、サステナブル建築を普及促進するため、建築物の建築に際し、建築主に対して環境への配慮に関する自主的な取組を促し、次の観点から、地球温暖化その他環境への負荷の低減を図ることを目的としている。

- エネルギー消費量の削減
- 資源の循環による廃棄物の発生抑制、再利用・再生利用の促進
- 地域環境への負荷の低減
- 環境品質が高い建築物の普及促進
- 身近な緑の創出
- 建築物の環境配慮に関する技術の開発及び普及の促進
- 建築物の環境配慮に関する情報の提供と社会的理解の定着

(3) 根拠法令等

- ・川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号、平成17年一部改正）
- ・川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第128号、平成18年一部改正）
- ・建築物環境配慮指針（平成18年3月1日川崎市告示第69号）
- ・分譲共同住宅環境性能表示基準（平成18年3月1日川崎市告示第70号）

(4) 届出対象建築物

環境配慮の取組内容の届出対象となる建築物については、次のとおり。

- 特定建築物

床面積（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）の合計が5,000m²を超える建築物（一戸建ての住宅・長屋を除く）
→ 特定建築物環境計画書により、環境配慮の取組を提出しなければならない。

■ 特定外建築物

床面積（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）の合計が5,000m²以下の建築物（一戸建ての住宅・長屋を除く）
→ 特定外建築物環境計画書により、環境配慮の取組を自主的に提出することができる。

(5) 環境配慮の範囲

建築物による環境への負荷を低減するという目的から、建築物が、敷地外に対して及ぼす大気汚染や騒音発生、エネルギー・資源消費など、環境負荷を低減する必要のある項目を環境配慮の対象とする。

また、建築物を使用する者にとって重要な室内環境、建築物の長寿命化のために必要な維持管理のしやすさや耐久性など、建築物の品質、性能（環境品質・性能）についての項目もあわせて環境配慮の対象とする。

(6) 環境配慮の取組の評価基準 CASBEE 川崎

建築物の環境配慮では、多岐にわたる項目について総合的に評価する必要があること、また、市民にわかりやすく環境配慮の取組に関する情報を提供する必要があることから、次に述べる「建築環境総合性能評価システム（C A S B E E : Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency）」を評価手法に採用する。

建築環境総合性能評価システム（C A S B E E）では、建築物敷地境界等による仮想境界で区分された内外二つの空間を想定し、境界内部の建築物の環境品質・性能に係る要素（Q : Quality）、境界を越えて外部に与える環境負荷に係る要素（L : Load）のそれぞれの環境配慮項目について取組を点数化して評価する。これらを統合し、次式で示される建築物の環境性能効率（BEE : Built Environment Efficiency）という数値を用いて、建築物の環境性能を総合的に評価するシステムとなっている。

$$\text{建築物の環境性能効率 BEE} = \frac{\text{環境品質・性能} Q \text{ (Quality)}}{\text{外部環境負荷} L \text{ (Load)}}$$

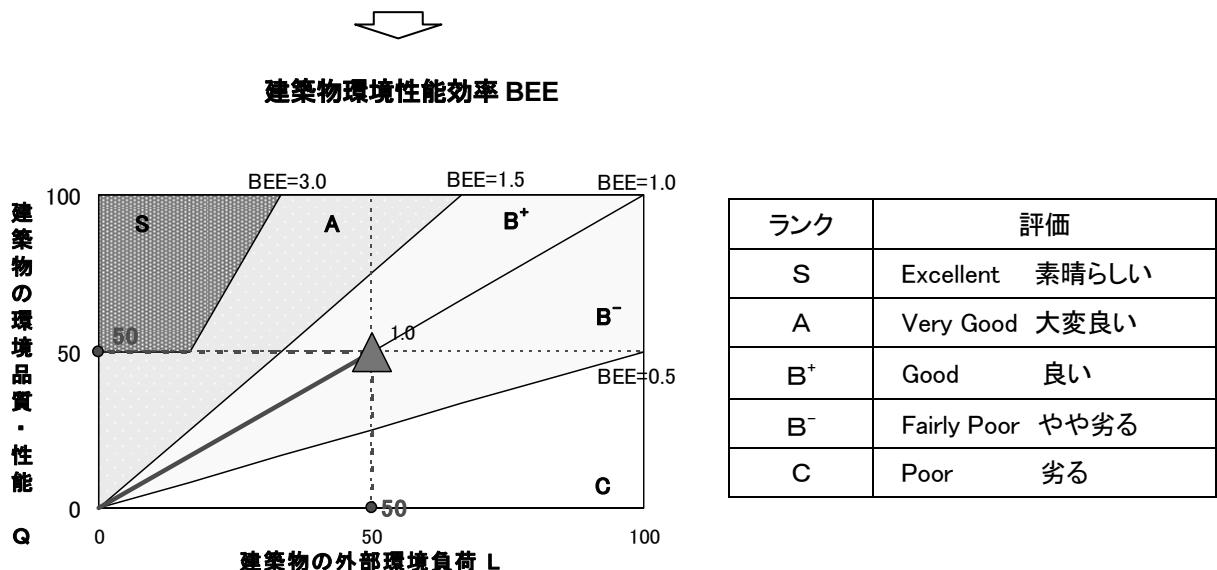
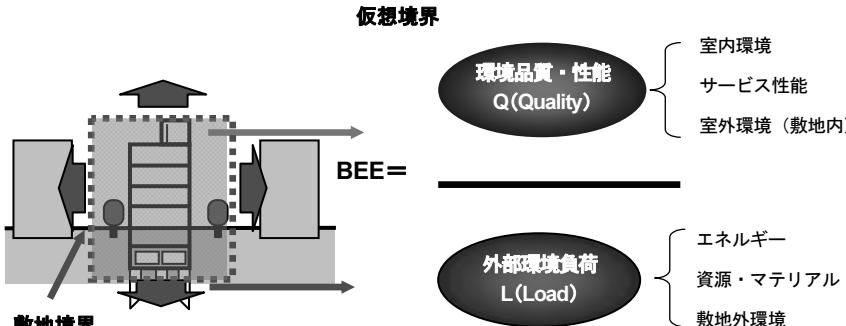
建築物の環境性能効率（BEE）は、環境品質・性能（Q）を向上させ、また外部への環境負荷（L）を低減するほど高くなる。

建築物の環境性能をBEEの値により、高い順から、S、A、B⁺、B⁻、Cの5つのランクに分類することができる。

建築環境総合性能評価システム（C A S B E E）にはいくつかの種類があるが、このうち、「C A S B E E-新築（簡易版）」を基本として、川崎市の地域特性や関連する諸制度における取組をふまえて一部編集し直したシステムが「C A S B E E川崎」である。

この枠組みで環境配慮の取組について建築主が自己評価を行い、「建築物環境計画書」を作成する。

〈CASBEEのイメージ〉



(7) 川崎市における建築物環境配慮の重点項目（川崎市の重点項目）

CASBEE川崎には、建築物の環境性能を総合的に評価するため、多数の環境配慮項目があるが、川崎市の地域性等を踏まえ、建築に際して特に取組を推進すべき4つの重点項目を設けている。

■ 緑の保全・回復に関する項目

敷地内の緑化地の創出やヒートアイランド対策にも寄与する屋上緑化の普及を図るという観点から、室外環境（敷地内）のうち、緑に関連する項目を活用して、都市部において多様な生物の生息・生育環境となる緑地を確保するとともに、暑熱環境を緩和する敷地内の緑地、水面等を確保し、潤いのある緑化空間の創出に関する取組を進める。

■ 地球温暖化防止対策の推進に関する項目

平成17年2月に京都議定書が発効し、6%削減約束の達成に向け、平成17年4月に

京都議定書目標達成計画が閣議決定される等の更なる取組が求められており、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量を抑制するという観点から、エネルギーの項目を活用して、エネルギー消費量を削減し、二酸化炭素排出量の抑制に関する取組を進める。

■ 資源の有効活用による循環型地域社会の形成に関する項目

廃棄物の発生抑制とともに、再資源化率の向上を図るという観点から、サービス性能と資源・マテリアルのうち、耐用性や資源の再利用効率の高さに関する項目を活用して、資源の再利用や廃棄物の再利用・再生利用に関する取組を進める。

■ ヒートアイランド現象の緩和に関する項目

近年、都市部における気温の上昇による様々な影響が顕在化しているが、環境配慮型の都市構造を形成し、住み良い都市気温を保つという観点から、室外環境（敷地内）と敷地外環境の項目を活用して、人工被覆物の改善と人工排熱の低減に関する取組を進める。

(8) 届出の手続

特定建築物の新築、増築又は改築をしようとする建築主（以下「特定建築主」という。）は「特定建築物環境計画書」を作成し、建築確認申請又は計画通知をしようとする日の21日前までに市長に提出しなければならない。

また、特定外建築物の新築等をしようとする建築主（以下「特定外建築主」という。）も同様に「特定外建築物環境計画書」を作成し、建築確認申請又は、計画通知をしようとする日の21日前までに市長に提出しなければならない。

特定（特定外）建築物環境計画書に記載されている事項を変更する場合は、「特定（特定外）建築物環境計画書変更届出書」を届け出なければならない。

特定（特定外）建築物の新築等を取りやめた場合については「特定（特定外）建築物取りやめ届出書」により、速やかにその旨を届け出なければならない。

特定（特定外）建築物の新築等に係わる工事が完了した場合については、「特定（特定外）建築物工事完了届出書」により、速やかにその旨を届け出なければならない。

届け出た特定（特定外）建築物環境計画書等の概要は、担当窓口及び川崎市のホームページで公表する。

公表する内容は次のとおりである。

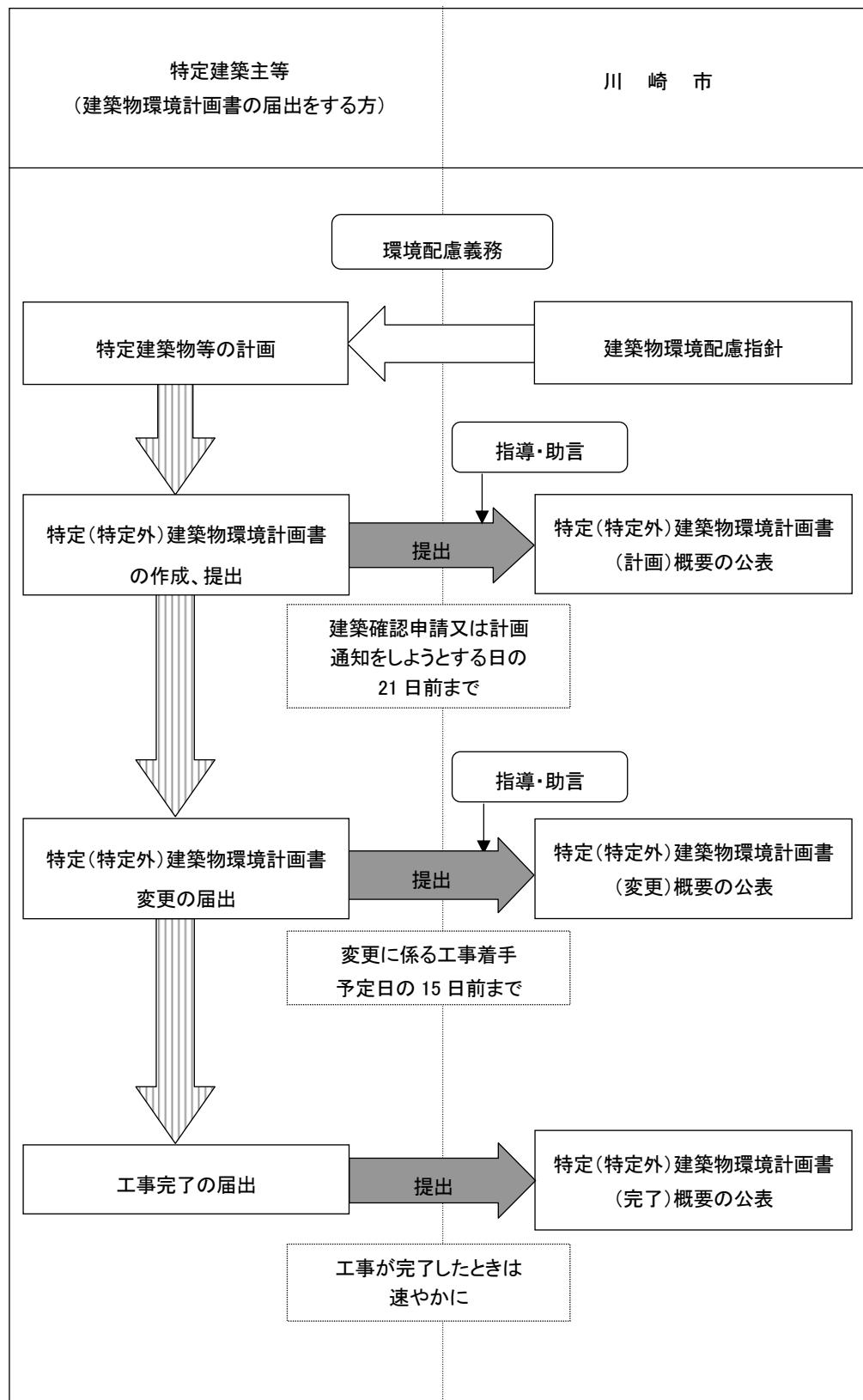
- ア 特定（特定外）建築主の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- イ 特定（特定外）建築物の名称及び所在地
- ウ 設計者の氏名、建築士事務所名
- エ 特定（特定外）建築物の概要
- オ 特定（特定外）建築物に係る環境負荷低減措置等に関する事項等

C A S B E 川崎の

- ① スコアシート
- ② 評価結果シート
- ③ 重点項目についての環境配慮概要シート

ホームページ：

<http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/casbee/casbee.htm>



建築物環境計画書の届出手続きの流れ

(9) 分譲共同住宅環境性能表示

分譲共同住宅環境性能表示は、特定（特定外）建築物のうち分譲共同住宅の環境性能に関する情報を、分譲共同住宅を購入しようとする方に提供するものであり、次のことを目的としている。

- 分譲共同住宅の購入者に環境に配慮した建築物に関する選択肢を提供すること
- 特定（特定外）分譲共同住宅建築主の自主的な環境配慮の取組や販売受託者の協力を促すこと
- 環境に配慮した分譲共同住宅が高く評価される市場の形成を図ること

対象となる分譲共同住宅については、次のとおり。

■ 特定建築物であるもの

特定建築物（床面積の合計が 5,000 m²を超える建築物の新築等）のうち、分譲共同住宅の用途の建築物

→ 販売を目的とした広告をしようとするときは、広告中に分譲共同住宅環境性能表示を表示し、その旨を届け出なければならない。（広告への表示義務及び表示をした場合の届出義務がある。）

また、分譲共同住宅を購入しようとする方に対し、その分譲共同住宅の環境性能を説明するよう努めなければならない。

■ 特定外建築物であるもの

特定外建築物（床面積の合計が 5,000 m²以下の建築物の新築等）のうち、分譲共同住宅の用途の建築物

→ 販売を目的とした広告をしようとするときは、広告中に分譲共同住宅環境性能表示を自主的に表示することができる。（広告への表示義務はないが、表示することを推奨する。また、表示をした場合には届出義務がある。）

また、広告への分譲共同住宅環境性能表示の有無にかかわらず、分譲共同住宅を購入しようとする者に対し、その分譲共同住宅の環境性能を説明するよう努めなければならない。

なお、特定外建築物のうち分譲共同住宅について、分譲共同住宅環境性能表示を広告へ表示するには、事前に特定外建築物環境計画書を提出していることが必要となる。

表示内容は、建築物環境計画書の取組状況の評価結果に基づいて、下図で示すように6つの項目によって示されるレーダーチャート（グラフ）と、星印（★）の数によって示される総合評価結果により、標章（ラベル）に環境性能を表示する。



表示対象広告は、価格又は価格帯及び間取りが表示される次の広告で、その広告の見やすい場所に1箇所以上表示する。ただし、書面によるもの（下記の④、⑤は除く）であって、当該広告の面積がA4相当以下のものは、表示を省略できる。

- ① 新聞紙に掲載される広告
- ② 雑誌に掲載される広告
- ③ 新聞への折り込みその他の方法により配布される散らし、掲出されるビラ、パンフレット、小冊子等
- ④ 電子的方式、磁気的方針その他の人の知覚によって認識することができない方法による記録その他これらに類似するもの（CD、DVD、ビデオテープなど）
- ⑤ インターネットの利用による広告

販売受託者の責務

特定分譲共同住宅建築主が、分譲共同住宅の広告、販売若しくは媒介を委託する場合、広告、販売若しくは媒介の委託先（以下、「販売受託者」という。）に分譲共同住宅環境性能表示を行わせること。また、販売受託者は、分譲共同住宅環境性能表示の表示等に協力しなければならない。

特定外分譲共同住宅建築主が、分譲共同住宅の広告、販売若しくは媒介を委託する場合に分譲共同住宅環境性能表示を広告に表示するときも同様に、販売受託者は、分譲共同住宅環境性能表示の表示等に協力しなければならない。

分譲共同住宅環境性能表示の届出

ア 表示の届出

特定（特定外）分譲共同住宅建築主は、分譲共同住宅環境性能表示を広告に表示させたときは、その日から起算して15日以内に、分譲共同住宅環境性能表示（変更）届出書に広告又はその写しを添付して届け出なければならない。

同じ分譲共同住宅の広告を複数回にわたって行う場合は、分譲共同住宅環境性能表示は複数回全ての広告に表示しなければならないが、最初に表示を行った広告時にのみ届出を行う。

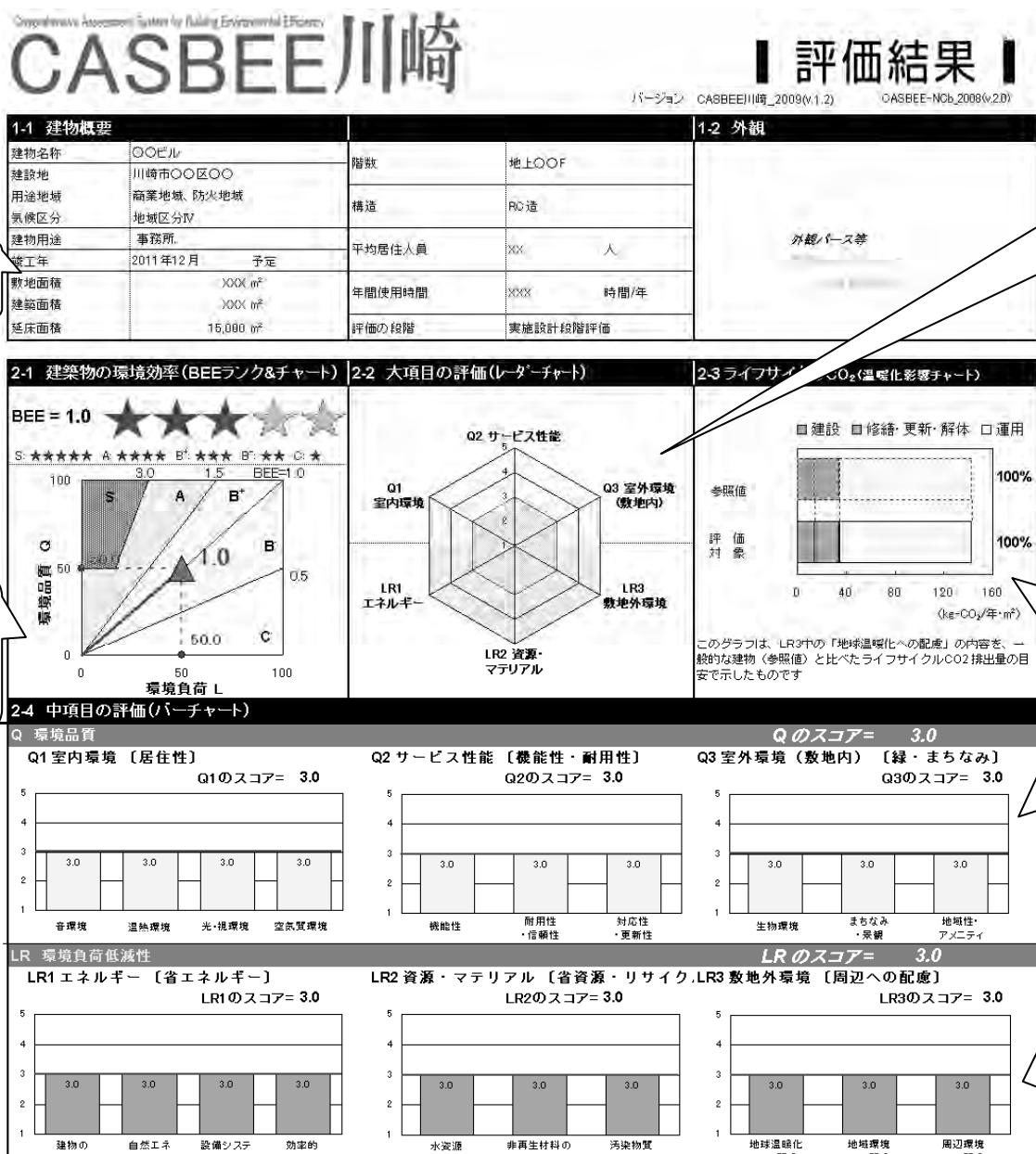
同一敷地内に分譲共同住宅が複数棟ある場合で、広告時期が異なる場合は、それぞれの分譲共同住宅ごとに、最初に表示を行った広告時に届け出なければならない。

イ 届出書に添付する広告又はその写し

届出書に添付する広告又はその写しは、磁気的方法又は光学的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法により記録したもの（CD、DVD、ビデオテープなど）やインターネットの利用によるものの場合は、広告内容及び分譲共同住宅環境性能表示が確認できる箇所を印刷したものを広告の写しとして添付する。

(10) 評価結果の公表

CASBEE 川崎による評価結果は下図のシートのように出力され、これらを公表の対象とする。



CASBEE 評価結果シート

4 その他の地球環境問題への取組

(1) メタンガスの環境濃度測定

温室効果ガスであるメタンについて、市内7か所の一般環境大気測定局（大師・田島・川崎・幸・中原・高津・多摩）で大気中濃度の常時測定を実施している。

(2) オゾン層保護対策

ア 特定フロンの環境濃度測定

市内4測定所で、特定フロンであるCFC-11、CFC-12、CFC-113の環境濃度を、毎月、24時間連続採取装置により測定している。詳細については、第2章第2節「9 フロン」参照。

イ フロン回収・処理

平成13年4月の家電リサイクル法の施行に伴い、廃冷蔵庫及び廃ルームエアコンについては、法施行以後は粗大ごみとして収集していないため、市として家電類に含まれる冷媒用フロンの回収は実施していない。

また、業務用冷凍空調機器、カーエアコン等については、平成14年4月から施行されたフロン回収破壊法により回収・処理が行われている。

(3) 酸性雨対策

ア 酸性雨モニタリング調査（麻生一般環境大気測定局）

イ 神奈川県及び他都市との共同による酸性雨調査（公害研究所）

ウ 国設大気測定所における受託調査（田島一般環境大気測定局）

詳細については、第2章第2節「8 酸性雨（湿性大気汚染）」参照。

(4) ヒートアイランド現象への対応

ヒートアイランド現象は、エアコンの使用等による人工排熱の増加や、緑地が減り地面が熱をためやすいアスファルトで覆われることなどを原因として、都市部の気温が島状に上昇する現象である。川崎市では、ヒートアイランド現象の実態調査を行うとともに、公共施設での屋上緑化や打ち水による冷却効果をPRする「かわさき打ち水作戦」イベントを通じて、ヒートアイランドに対する意識啓発を行っている。

(5) 近隣諸国の環境問題

近隣諸国環境問題解決と
環境分野におけるビジネス交
流の推進に貢献するため、公害
研究所では近隣諸国の研修生を
受け入れて研修を行っている。

平成18年度は、友好都市瀋陽
市の研修生を受け入れた。

